

平成 28 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）議事録

1 日 時 平成 28 年 10 月 19 日（水）18：30～20：37

2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階 第二委員会室

3 出 席 阿部委員，大坂委員，市川委員，岩館委員，桔梗委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，杉委員，鈴木（清）委員，中嶋委員，中村委員，松本委員，目黒委員，諸橋委員

※欠席：川村委員，久保野委員，鈴木（直）委員，高羽委員

[事務局]村上健康福祉部長，高橋障害企画課長，小野障害者支援課長，金子障害者総合支援センター所長，矢本精神保健福祉総合センター管理係長（所長代理），佐々木北部発達相談支援センター所長，中村南部発達相談支援センター所長，伊藤青葉区障害高齢課長，阿部宮城野区障害高齢課長，伊藤若林区障害高齢課長，小幡企画係長，齋藤主幹兼サービス管理係長，都丸主幹兼地域生活支援係長，天野施設支援係長，中川指導係長，五十嵐主査，佐藤主任，太田主事，近藤（芳）主事，佐藤主事，玉川主事

ほか傍聴者 5 名

4 内 容

（1）開 会

（2）会長挨拶

会 長 皆さん，おばんでございます。

本日は第 3 回となります平成 28 年度の障害者施策推進協議会を，皆様のご出席のもとに開催する運びとなりました。

今日は，障害を理由とした差別の解消を推進するための取り組みについての報告があります。これはとても大事なことで，市外からも関心を持たれているところでもあります。例えば，宮城県内の自治体がこれから条例をつくろうとする場合や，山形県内で県に続いて各自治体が条例をつくろうという場合，仙台市ではどうなっているかということになります。また，議事としては平成 30 年からの計画策定に関する基礎調査，アンケート調査，ヒアリング調査ということで，どれも私たちの身近な施策を考える上で大事なものだと思っています。そのような中で，今回も，暮らしやすいまち仙台をつくるために私たちの協議会でできることはとても大きいのではないかと考えていますので，本日もまた検討をよろしくお願いいたします。

（3）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

(2) 議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より目黒委員の指名があり、承諾を得た。

(4) 報 告

(1) 障害を理由とした差別の解消を推進するための取り組みについて

会 長 　　さて、本日の議事につきまして、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 4 条第 1 項に基づき公開といたします。

早速お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

(4) 報告に移ります。

(1) 障害を理由とした差別の解消を推進するための取り組みについて、事務局より説明願います。

事 務 局 　　障害企画課の高橋でございます。改めてこんばんは。よろしくお願いたします。
(高橋課長) 　　私からは、障害を理由とした差別解消を推進するための取り組みにつきましてご説明したいと思えます。

それでは、資料 1 をご覧ください。

前回の協議会から今日までの間に実施したものを追加するような形で資料をつくっております。

まず、1 の相談体制の整備等についてでございますが、(1) の③の相談件数につきまして、前回の協議会では 6 月 15 日現在の件数をご説明したところでございますが、合計としては 29 件だったものが 9 月末日現在で 59 件ということで、この間新たに 30 件の相談を受けたというところでございます。

④には、主な相談について条例に規定した分野ごとに整理をしているところでございます。

「医療」のところは、親御さんからのお電話であったものですが、実際に理解が得られないことがあったというわけではなく、お子さんのことを心配して、お電話を頂戴したものでございます。

それから、「商品・サービス提供」のところ、盲導犬を連れてらっしゃる方とか、車椅子の受け入れについて幾つかご相談をいただいております。

これらの相談につきましては、ご本人、それから事業者、それぞれのご事情を訪問などを通じてお伺いしまして、必要な啓発を行うほか、今後利用する場合はどうしたらよいかといった相談をするための橋渡しをしております。飲食店関係につきましては、どうしても多くなりますので、後の項目でもご紹介しますが、保健所の研修会などで周知を図るということもあわせて実施しております。ほかの項目についても、同様の対応をしてきているところでございます。

それから、「不動産取引」のところに出ている、アパートを紹介してもらえなかったとか、いろいろトラブルがあるというようなご相談につきましては、宅建協会さんのほうにご協力いただいて、研修なども実施をしてきております。個別の相談の

背景には家族との関係など、生活全般にわたってトラブルを抱えている場合が少なくなく、総合的な相談として関係課と協力しながら支援を行っているところがございます。

2 ページをめくっていただきまして、調整委員会でございます。③にもありますとおり、これまで調整委員会に諮るような案件は出ていないところがございます。

それから、市民等への普及啓発・理解促進等については、3 ページ、「ココロン・カフェ」を 7 月に実施したところがございますが、11 月にも予定をしているところがございます。今回のリオパラリンピックはテレビ中継もされるなど注目を集めましたけれども、仙台からも 4 名の選手の方、それから柔道の監督さんが出場したということで、非常に関心も高まっており、東京パラリンピックに向けてどんな取り組みが必要なのか、皆さんからアイデアを出してもらおうと考えているところがございます。

次に、(4) 10 月 2 日に開催しました「ウエルフェア」では、啓発ブースを設置しまして、条例に関する周知のほか、ココロンの缶バッジを皆さんにつくっていただくということも行いました。

また、(5) と (6) は、市民局で実施している市民協働の事業でございますが、まず (5) でございますが、これは仙台市が解決したいと考えているテーマを設定しまして、そのテーマに基づいた事業提案を募集するものでございます。障害企画課からは障害者差別解消、障害理解の促進に関する PR を提案いたしました。

「とっておきの音楽祭」実行委員会のほうから、表現活動を通じた差別解消に関する PR 事業が提案されまして、採択されました。下半期に具体的な事業を実施していただくということになっております。

提案された内容を簡単にご説明すると、「とっておきの音楽祭」は音楽を通じた障害理解の大きなイベントでございますが、この提案された事業の中では障害のある人もない人も誰でも参加できる打楽器やアートパフォーマンスやダンスなどといった、動きのあるワークショップを複数回、芸術活動をしている団体などと連携して実施をして、3 月には発表会をするというものでございます。交流を通じてお互いを理解して、先ほども東京オリンピック・パラリンピックの話がありましたが、そういったムーブメントにつなげていきたいというような趣旨でご提案があったものでございます。

それから、(6) の「仙台ミラソン」というのは、若者のアイデアを地域課題の解決に生かすということを目指して実施しているワークショップで、これに「ともに生き生きと暮らす障害理解のすすめ」というテーマを障害企画課から提供いたしました。このワークショップには大学生とか若手の社会人が参加しておりますけれども、市役所の中の若手の職員も参加をして、ともに活動をしています。また、障害の担当ではない職員も参加しております。

提案されたものは、障害のある人、ない人が趣味を通じた交流ができる場をお茶会のように設けたらどうかということで、これも今後実現に向けてさらに活動を進

めることになっております。非常に熱心な方々なので、期待をしているところでございます。

4 ページにまいりまして、(6) となっておりますが表記が誤っておりますので、(7) に修正させていただきます。研修等講師派遣について、8 月以降も継続して実施をしております。11 月、12 月にも依頼を受けているところでございます。

次は(7)ではなく(8)でございます。差別解消に関する研修会を実施しております。8 月に実施したものは、一般就労への支援を行っている就労移行支援事業所や、働く場を提供している就労継続支援事業所では、従業者として障害のある方を雇っている場合も少なくありませんので、そういった事業所を対象に、労働局の方に講師をお願いいたしまして、障害者雇用の現状と権利擁護ということをテーマに研修を行いました。

それから、11 月には差別解消に関する相談支援を行っている区の職員や専門相談機関、委託の相談支援事業所、障害者相談員の皆さんを対象に研修を行うこととされているところでございます。

5 ページにまいりまして、(8)ではなく(9)になります。今日お手元にお配りしておりますけれども、水色のパンフレットですが、これを作成いたしまして、9 月末に各町内会に配布をして、回覧をお願いしているところでございます。ご覧になった方もひよっとしたらいらっしゃるかもしれませんけれども、そのほか民生委員児童委員の皆様や各関係機関に配布をしているところでございます。

次に、庁内体制の整備についてでございますけれども、庁内の研修としましては今日の午後にウェルポートのような 4 つの専門相談機関の理学療法士等の専門職を対象にした研修を行っております。

それから(3)にまいりまして、庁内向け広報誌については、本日これもお手元に資料として配布をしております「ココロンの部屋」というものでございまして、庁内職員向けに障害者に対する合理的配慮の必要性や、合理的配慮の具体的な事例を示しながら、理解促進を図るということを目的として発行をしているものでございます。

次に、6 ページにまいりまして、4 の(1)連絡協議会の設置でございますが、本市におきましては協議会について検討するに当たりまして、資料にもあるような関係機関にまずお邪魔をして、実態を把握するというお話をお伺いしました。各関係機関のご意見も踏まえながら、まずは差別解消の相談支援や、具体的な課題解決に関わる関係機関のネットワーク会議として立ち上げたいというふうに考えておりまして、現在準備を進めているところでございます。

また、(2)のサポーター事業でございますけれども、こちらは先進事例をやっておられるところにお邪魔をして取り組みを伺うほか、障害理解に関する取り組みをしている団体や機関を訪問して、事業のあり方について調査・検討を進めているところでございます。

障害者差別解消に関する取り組みにつきましては以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

ただいま次第の 4 の報告（1）について事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問などありますでしょうか。

では、諸橋委員、中村委員の順番でお願いします。

諸 橋 委 員

やまとみらい福祉会の諸橋です。差別解消や合理的な配慮について質問です。仙台市の庁舎は幾つかあるかと思うのですが、かなり古い 3 階建て、4 階建ての建物にも関わらず、エレベーターが設置されていないことなどがあると思います。このような施設に対応する予定はあるのでしょうか。この前、会議に出席するため錦町庁舎に行ったところ、車椅子の出席者が庁舎に入るのに苦労されており、最終的には周囲の方で車椅子を運んで対応したということがありましたので、何らかの対応をしてもらいたいのかなと思います。もしかすると、錦町庁舎以外にもそのような建物が多いのかもしれないと思ったので、質問です。

会 長

中村委員からもご意見やご質問をいただいた上であわせて事務局に答えていただきます。中村委員、お願いします。

中 村 委 員

2 点あります。1 点目は 3 ページの若者による地域課題解決プログラムの実施団体は、どのような団体になるのでしょうか。

2 点目は諸橋委員と同じような観点なのですが、建物を建設する部署と、バリアフリーの建物を建設する部署の連携が仙台市の中でうまく取れているかという点についてです。今年度仙台市で建設した建物がバリアフリー対応でなかったと聞いたもので、質問させていただきます。

会 長

ありがとうございました。

では、諸橋委員の質問と中村委員の質問について、あわせて事務局からお願いします。

事 務 局
(高橋課長)

障害企画課の高橋でございます。

まず、諸橋委員からのご質問についての回答です。市の庁舎に限らず、市が管理している様々な施設について、古い建物については壊して新しいものを建てるということではなく、現在の建物を改修し長期にわたり使用を継続するための建物のマネジメント計画を策定しているところです。古い建物から順に大規模修繕を行い延命措置を図り、建物として長く利用していただけるようにしております。ですので、市役所の本庁舎自体も建て替えはいつするのかと議会でも質問が出るのですが、他に優先すべき建物が多くありますので、すぐには対応が難しい状況です。豊富にお金があれば別なのですが、順次実施していくことになっております。

それから、続けて建物関係で中村さんからお話のあった点についてです。今年度仙台市で建設した建物がバリアフリーでなかったという点について、どの建物か分からないのですが、仙台市では「ひとにやさしいまちづくり条例」というものがございまして、バリアフリーに関する建物の基準を市でも作成し、それを踏まえて建物を建設することになっております。東西線関連の建物など、比較的最近建設された建物については、完成前だけでなく完成後も、障害がある方々や高齢者の方々にご協力いただき点検をしておりますので、大分使い勝手が良いものが増えてきていると思っておりますが、その建物を建設する部署においても、先ほど申し上げたような基準を意識して建設しております。

それから、3ページの「仙台ミラソン」についてですが、これは団体で行うものではなく、個別に興味を持ち参加してくれた大学生や若い社会人の方と一緒にいるものでございます。個別のテーマの取組自体は、そのような参加してくださった方と一緒にいるようなものでございます。「仙台ミラソン」自体はワカツクという法人に委託をして運営いただいておりますが、テーマ毎の取組については参加していただいた人で行うことになっております。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ひとにやさしいまちづくり推進協議会は、様々な団体と関わっています。特に障害に係る部分については様々な部署で様々な団体にヒアリング等を行って来ました。しかし、今回は障害のある方が多く利用する建物だけではなく、全ての建物についての質問ということで、中村委員のお話はとても大事なことだと思います。

中 村 委 員 私は、合理的配慮について専門性のある職員が、全ての建物について建設段階から関わっていくべきだと思っております。ただ、建物によって担当部署が異なることため、それができていないのではないかと感じています。建設が完了してからバリアフリーでなかった部分が判明し、追加で改修することがないような、お金を無駄にしないようなシステムを作っていただければと思っております。

会 長 ありがとうございます。

建設後にも合理的配慮は必要になりますが、建設前の段階でバリアフリーについて考慮されていれば、建設当初からの配慮は必要ないということですね。

事務局からお願いします。

事 務 局 中村委員のお話があった今年できた建物というのは、市の公共施設になりますか。
(村上部長) (「そうです」の声あり) そうですか。基本的には、先ほど高橋課長が説明したとおり、「ひとにやさしいまちづくり条例」がありまして、その中で基本的な整備基準、推奨基準というのを定めております。先ほどのお話にありましたが、建物を建設す

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

る部署と、その建物ができ上がった後に所管する部署が違っていたとしても、基本的には整備指針に基づき、例えば 2 階建てであれば不特定多数の方が利用する場合は必ずエレベーターが必要であるとか、あるいは広々トイレを必ず付けるであるとか、そういった一定の基準はあります。しかし、先ほどお話があった車椅子の方が使えないような建物というのは、もしかするとその整備基準を満たしていない可能性もありますので、そのようなことがないように庁内的にもしっかりと対応していければと思っております。

会 長 よろしいでしょうか。
では、黒瀧委員と桔梗委員、お願いします。黒瀧委員から。

黒瀧委員 みどり会の黒瀧と申します。
ただいまの中村委員のお話に関連して、錦ヶ丘の新しい 3 階建ての施設には、エレベーターがないのだそうです。3 階建ての建物にエレベーターを付けてはいけないのか私にはわかりませんが、その施設の 3 階に入居された方が、体調が悪くて上まで上れないと言っています。家族会でその方のお母様のほうから意見が出まして、そのことを今中村委員さんが言ってくださったので、ほっとしました。

会 長 あと、桔梗委員、関係するようなことですか。
では、ただいまの黒瀧委員の発言に関して、事務局よりお願いいたします。

事務局 今黒瀧委員よりお話しいただいた施設は、仙台市で指定している障害福祉サービス（小野課長）の事業所についてではないかと思えます。仙台市が建設した施設ではないのでしょうか。

黒瀧委員 そうでしたか。すみません。

会 長 ありがとうございます。
桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 桔梗です。皆様こんばんは。
ただいま中村委員をはじめ、建物を建設する前の検討も必要だというご意見をいただきましたが、実は仙台市の建物に関する提案については、2 期前にもご提案をしておりました。その話を改めてさせていただきますが、仙台市の中にある市民センターや大きな公共施設は、障害のある方たちも勿論お使いになります。その中で、例えば障害者団体が精神・知的・身体というように様々な方々が集うようなイベントを開催する際、移送業者やヘルパーが A L S などの重病の方の搬送や介助をしなければいけない場合に、ストレッチャー等がエレベーター内に入れるかといった情

報が前もってあるといいと思います。移送業者やヘルパーが訪れたことのある場所には問題ありませんが、そうでない場所については、エレベーターに載せて移乗できるか、誰かに助けを求めることが必要か判断がつきにくいものです。ぜひこの協議会で検討していただき、インターネットに出てくる市民センター等の仙台市の施設に関しては、内寸の大きさをアップして欲しいと思います。2 期前から提案している中での仙台市の回答は、その都度検討を継続していきますというものでした。今回、他の委員からは今からつくる建物に対しての提案がありました。私は既存のものでお金をかけなくてもできる提案だと思っておりますので、ぜひ今年度こそ検討に入っていただきたいと思っております。宜しくお願いします。

会 長 ありがとうございます。

施設の情報をしっかりと公開すれば対応できるのではないかとのことですね。このことについてもいかがでしょうか。事務局からお願いします。

事 務 局 昨年もご提案いただいた際、公共施設を所管している部署に、我々としても手間暇かけずに具体的にデータベースのようなもので情報提供できないだろうかと問い合わせたのですが、ストレッチャーのようなものとなると、そもそもその搬入に対応したエレベーターを設置している施設が数える程しかないのではという話でした。病院などであればベッドそのものを運ぶ必要がありますので、そのような条件を満たしていますが、例えば今ご提案のあった市民センターですと、6 人乗りや大きくても 15 人乗りなどのものしかなく、もしかすると案内すること自体が難しいのではないかと話でした。また、具体的なお話がある際には、その施設に事前にお問い合わせをいただければ、エレベーターのキャパシティや大きさはお伝えできるのではという回答でした。そもそもこの施設は対応していませんと案内するのにもネガティブです。かといって対応できる施設というのも、ものすごく数が限られているという部分があり、そこはどう対応したらいいのか思いあぐねていたというのが現状になります。

会 長 桔梗委員、いかがですか。

桔 梗 委 員 ありがとうございます。以前の私の提案については、エレベーター等の設計図がないから難しいというお話も仙台市からいただいたのですが、庫内の内寸がわかればストレッチャーをどの角度に折り曲げれば入れるのか、絶対入れない場合は人海戦術で事前の何らかの配慮をして 2 階、3 階に上げるということを事業者の判断でできると思います。今お話のあったように、確かに病院のような広い庫内のエレベーターが少ないことを事業者は知っていますが、だからこそ、狭い中でも移乗ができるのか、もしくはやはり人に助けてもらってやらなければいけないのかということところが気になるのだと思います。一部の事業者に対するサービスではありますが、

実際には障害者の方たちが生きがいをもって楽しく生きるため、やはり情報開示をしていただき、シンポジウム・イベントなどの情報交換の場に気軽に参加できるようになるための情報提供の仕組みを検討していただくような前向きな形で考えていただくとありがたいです。もし実現できる場合、今年度のヒアリングの場で事業所の皆様とどのようなことが可能になるのか具体的にお話をしていけるのではないかと思います。

会 長 社会参加の機会をきちんとつくっていくべきではないかということですよ。ストレッチャーをそのままではなくて、折りたたんで乗れる場合もあるわけですから、そのような情報が欲しいということですね。

桔梗委員 エレベーター庫内のサイズがなければ、例えばメジャーで測る事はそれほど難しいことではないと思います。市民センター内やデータベースの中に、庫内サイズを載せるとするのは、私たちや行政ができる配慮として、あまり難しいことではないのではと思うのですが。ただ、具体的にはこれから始まるヒアリングの中でご検討いただいて、どこで接点をとっていけるのかということも議論の一つだと思います。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 (村上部長) お話の趣旨は十分わかりました。ただ、施設の案内やホームページにエレベーターの内寸などをご案内すれば済むかという点と恐らくそうではなく、直接施設のほうにお問い合わせいただいて、どのような症状の方がその施設にお見えになるのか、具体的にどの日時なのかなど、患者の移送サービスをしている方たちだけに任せればいいというものでもございませんので、そもそも対応できるのか、あるいはどのような形にすれば十分な対応が可能なのかという点も含め、その施設の方と直接お話をするのがもしかするとお互いのコミュニケーションとしていいのかなと思います。ただ、この問い合わせをするより先にホームページで調べたほうが早いのではという点もありますが、ホームページに案内すればそれで済むということではないと思いますので、どのようなやり方があるのかは検討課題とさせていただければと思います。

会 長 桔梗委員よりお願いします。

桔梗委員 何度も重ねて申し訳ありません。情報開示することと、コミュニケーションということを含めて業者が問い合わせるといことは、両方大事なことだと思いますが、民間事業者にとって時間はお金です。問い合わせをしている時間もコストになりますので、やはり何らかの情報があつた上で、わからないことはコミュニケーションをとって連絡をすることが私は一般的な経済行為だと思います。情報開示があつた

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

上でコミュニケーションをとることができるようになればいいなというのは、これは私の意見ではなく、実際に患者のサービスをしている事業者からの声ですので、そのようにご理解ください。

会 長 事務局、お願いします。

事務局
（村上部長）
趣旨は十分理解しました。

会 長 とても大事な内容ですし、検討を深くするべきだと思いました。
次に、佐々木委員、それから白江委員の順でお願いします。

佐々木委員 七夕の佐々木です。

今の桔梗委員と事務局のやりとりをお聞きして思ったのですが、以前のこの会で、地下鉄の構内から地上に上がる所でエスカレーターが途中までしかなく、途中から階段になってしまっていると大坂先生から話が出ましたが、現在ではその場所にエスカレーターが途中で切れている旨の表示がしっかりされています。私はこの会の話し合いの内容が反映された感じがして、地下鉄でそれを見る度にすごく嬉しく思います。今の桔梗委員の意見も、もしかすると色々な事があり開示することはなかなか難しいかもしれないので、どの辺りで折り合いをつけるかということかなと思います。内寸まで公開するのが難しいのであれば、ホームページなどに一言、「そういった場合はぜひご相談ください」というように、仙台市としては配慮して対応していますよという、優しい印象の一文が入っただけで、仙台市はこのような事も考えてくれているということが伝わるのではないかなと思います。私は先に述べた地下鉄の一文を入れてくれたことによって、仙台市のまちづくりへの優しさが伝わってくるので、すべてを開示できなくても、ぜひお問い合わせ下さいといった一文が入っただけでも全然違うのかなと思いました。

会 長 ありがとうございます。

それでは、白江委員は関連することですか。（「別です」の声あり）

今の発言はとても大事なものでした。エレベーターのサイズが分かってもまた詰めなければいけないことももちろんあるかもしれませんが。その姿勢は大事だということで、ありがとうございました。

次に、白江委員よりお願いします。

白江委員 難病相談支援センターの白江です。

2点ご質問があります。まず、資料1の(1)①相談体制のところについて、各区に1名という書き方があるのですが、これは各区にそれぞれ1名いるのか、それとも各区に身体、知的、精神それぞれの相談員の方が各1名いるという意味なのか

教えてください。

もう 1 点は、これはなかなか回答が難しいのかもしれませんが、相談内容が調整委員会に上がっていなかったことについて、どのようにこれを解決されたのでしょうか。資料を見ると盲導犬の受入拒否などの深刻な例が挙がっており、これらが相談段階ですんなり解決されているのであれば非常にいいことだと思ったのですが、この点について教えていただければと思います。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 障害企画課でございます。

(高橋課長) まず、相談員については各区障害高齢課に各 1 名ずつ、差別を担当する相談員を置いております。

それから、相談の解決については、特に盲導犬や車椅子に関することについては、ご本人からのお話も聞きますし、あと直接お店や宿泊施設のほうに電話をし、場合によっては訪問もして、お話を聞いて、どのような状況だったかを伺った上で、もし理解が足りないようであれば啓発をします。お店側としては、このような事情があってこのように説明したものの、相手になかなか分かってもらえなかったというケースもありますので、両方の話を聞いた上で、お店側に今は差別解消に関するこのような条例が施行されていますということをお伝えしたり、次に同じような場面があったらどうしたらいいかをお伝えしたり、相談者とお店を結びつけるような支援をしたりするなど、解決に向けての支援をしています。

会 長 白江委員、お願いします。

白江委員 ありがとうございます。

それではもう一つ、各区に 1 名相談員を配置しているとのことですが、その方は何か専門的なトレーニングを受けている、または専門的な資格を持った方なのでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 障害企画課、高橋です。

(高橋課長) 精神保健福祉士や社会福祉士といった国家資格をお持ちの方をお願いしています。

会 長 ありがとうございます。

それでは、その他はいかがでしょうか。次の案件もありますが、大事なことであればやはり確認するのが大事ですので、委員の皆様いかがでしょうか。

では、ないようなので次に移らせていただきます。

（5）議 事

（1）平成 28 年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査 ①アンケート調査について

会 長 続きますので、5 の議事に入ります。
まずは、平成 28 年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査におけるアンケート調査について、事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、基礎調査について、まずアンケート調査についてですが、資料 2 をご
(高橋課長) 覧ください。

前回の協議会でも簡単にご説明をしたところですが、現在の障害者保健福祉計画、それから第 4 期障害福祉計画は、平成 29 年度までの計画となっております。次期計画を策定するための基礎資料として、調査を行うものです。

調査方法については、郵送もしくは関係団体経由で配布をして、返信用封筒で返信いただくことにしております。視覚障害の方については、テキストデータを準備し、読み上げソフトなどが使えるようにしたいと考えておりますほか、ヘルパーの利用や点字版の作成が必要かどうかといったことについては、当事者の方にご意見を聞き、仙障協にもご相談をして対応をしていきたいと考えています。

調査は、12 月の上旬から下旬、12 月中に実施をする予定です。

対象者と配布予定数については、参考資料 2 もあわせてご覧いただければと思います。対象者については、前回実施された平成 22 年度の調査対象者に加え、新たに身体障害者本人も 65 歳未満と 65 歳以上に分け、発達障害（児）者本人を加えています。

配布予定数については前回のものを参考にし、目標回収率は前回の回収率 51.9% を上回る 55% を目標としたいと考えています。また、母数が少ない障害の種別の方については、団体の皆様などにご協力いただき、可能な限り多く配布できればと考えています。

資料 2 の裏面をご覧ください。対象者の抽出方法でございます。

（1）に示している方々については、障害者基本システムの手帳所持者や難病医療費助成受給者のデータから無作為抽出を行いたいと考えています。

それから（2）市民については、住民基本台帳から無作為抽出を行います。

（3）ご家族や入院中の方、発達障害者本人といった方々については、システムで抽出するのは難しいので、関係団体に配布のご協力をお願いしたいと考えています。前回の調査で依頼した団体については、参考資料 3 に記載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それから、調査内容については、6 番の表にあります 13 の分野について質問項目を設定し、各障害種別で共通するものと、障害に特化した独自のものを設定し、

昨今の法改正の内容も反映したものとしています。

前回と変わっているのは、Jの権利擁護とKの緊急時の対応について、前回の調査ではIの相談機能の中に含まれていましたが、今回は項目を独立させています。

近年の法改正の状況については、参考資料4にまとめていますので、後でご覧いただければと思います。

前回の調査からの主な変更点については、資料3をご覧いただきたいと思います。あわせて資料4の横の表と、資料5をご準備いただければと思います。

まず、資料3の1番、調査対象については、先ほどご説明の通り10種別だったものを、身体障害者本人を65歳未満と65歳以上に分け、発達障害（児）者本人を加えて12種別にしました。

2番の総質問数は、60個を一定の目途として整理しました。

3番の主な変更点ですが、まず（1）として質問内容や選択肢が類似している質問項目は統合しました。資料5調査票の3ページをご覧いただきたいと思います。問5の手帳の所持については、前回のアンケートでは手帳の種類ごとに設問をつけていましたが、複数の手帳をお持ちの方もおりますので、統合し回答しやすいような工夫をしたところです。

さらに、資料3の（2）ですが、共通の質問と障害種別独自の質問項目を設定しました。資料4の表に黒丸が付いているところが各種別の質問項目ですが、共通するものと、独自の質問項目をご覧のとおりを設定しました。

それから、資料3裏面（3）の法改正等の変更の反映について、例えば資料5の18ページ、障害福祉サービスについてお尋ねしていますが、名称を法改正の内容を反映することとあわせて、どのようなサービスなのかがわかるような形で書いています。

また、25ページの問40、差別解消に関する法律や条例を知っていますかという質問を入れるなど、法改正などの内容を反映したものとしています。

次に、資料3の（4）代筆を可能に設計という点は、資料5の3ページにある問1をご覧ください。前回の調査では自由記述欄に代筆であることを書いてくださった方が多くいらっしゃったため、今回は問1で、まず記入してくださる方はどなたかといった質問を追加し、答えやすくしたところです。

それから、変更点の5番目ですが、調査票をわかりやすく設計しました。選択肢についても、選択をしやすいように文言を整理しました。

また、（6）新たな質問項目については、先ほどご紹介した差別解消の法律・条例の認知度のほか、調査票27ページの問46にある福祉避難所の認知度をお尋ねする質問、それから28ページの問47にあるヘルプカードの認知度に関する質問を追加しています。

最後に（7）について、障害種別は調査票に記号で記すこととしました。資料5表紙の、資料5と囲んだところにⒶと書いてありますが、身体障害者本人の65歳未満の場合はA、65歳以上の場合はBというふうに障害種別毎に記載しています。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

アンケート調査については以上でございます。

会 長 ありがとうございます。ただいまアンケート調査部分について事務局から説明がありました。皆様からご意見、ご質問など承りたいと思います。いかがでしょうか。桔梗委員，お願いします。

桔 梗 委 員 桔梗です。
市民の方への調査票の J. 権利擁護の間 40 で、条例の認知については質問項目があると思うのですが、この条例の認知だけではなく、条例において配慮しなければいけない内容について、せっきくの機会なので、周知につながるような設問があるといいなと思っていたのですが、そのような文言の設問はありますでしょうか。

会 長 事務局，お願いします。

事 務 局 直接その配慮を知っていますかというものではないですが、調査票 L の 11 ページ (高橋課長) の間 26 に、障害のある方の社会参加の機会を広げるために、あなた自身にできると思われることは何ですかという設問で配慮についての例示をしております。このような部分で桔梗委員がお話になった意図を少し反映できているかなと思っています。

会 長 桔梗委員，お願いします。

桔 梗 委 員 ありがとうございます。
お話のあった質問を含めて、配慮が必要であることをメッセージとして伝えられるような言葉について、何か検討していただけるといいかなと考えました。よろしくをお願いします。

会 長 では、事務局お願いします。

事 務 局 桔梗委員のお話は、せっきくつくった条例なので、その中身の普及啓発も兼ねて (村上部長) このアンケートも役に立てたらいいのではという趣旨だと思います。文言としてどのような文言を入れられるかは、工夫ができるかどうかも含めて考えたいと思います。ただ、例えば調査票 L の 14 ページの間 35 の部分については、障害を理由とした差別を見たことがありますかという場合に、あるという場合にどのような中身だったかという聞き方をしており、15 ページの間 37 では障害に対する理解を深めるためにどのような取り組みが必要ですかという、答える方に問いかけるような中身にもなっていますので、十分かどうかは別の事柄かもしれませんが、障害理解の促進につながるような形に工夫はしています。さらに何か工夫できるかどうか、事務

局と会長，副会長とも相談させていただきたいと思います。

会 長 桔梗委員どうぞ。

桔 梗 委 員 桔梗です。

合理的な配慮について課題で検討しておりましたので，その合理的配慮という言葉をごどこかに入れていただくような形で普及啓発ができればなおいいのではないかと思います。よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。
それでは続いて杉委員，お願いします。

杉 委 員 特別支援教育課の杉と申します。

私も一般市民向けのアンケートのところ，せっくなので可能であればお願いしたいことがあります。一般市民以外の調査票では，緊急時の障害のある方への対応や避難方法などの具体的な質問があるのですが，一方でこちらの一般市民向けのアンケートでは，問 29 であなたが今後参加したい，あるいは現在参加しているボランティア活動はという質問の選択肢として，地震などの災害時の対応について載っている状態です。緊急時は市民としては当然ボランティア活動のみならず，それ以上のことが必要だと思いますので，設問を 1 つ作っていただけるといった工夫があればと思います。具体的にどのような質問がいいかということは思いつかないのですが，災害時にあなただったらご近所の方をどう支えるかというような，幾つでも丸を付けられるような質問項目があれば，理解啓発につながるかなということで，ご意見です。

会 長 ありがとうございます。とても大事なご指摘だと思います。

質問項目については，また皆さんから後からファクシミリで意見をいただくことももちろんできますが，ただいまの関連のことも含めて，アンケートに関してご意見やご質問がある方，手を挙げていただけていいですか。はい，坂井委員，お願いします。

坂 井 委 員 エイジェックフレンドリー仙台の坂井です。

調査票の配布数に関する質問なのですが，参考資料 2 を見ますと，身体障害者本人の方で 65 歳未満と 65 歳以上の合計で前回調査時から 57 人減っています。これに限らず，各種別をみても前回調査の配布数は基本的にまちまちになっているのですが，これは何か理由があるのでしょうか。

会 長 事務局よりお願いします。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

事務局
(高橋課長) なぜきりの良くない数字なのかというお尋ねだと思うのですが、これは受け取ってもらえなかった方がいらっしゃったなど、結果として、この人数に配布をしたということだと思えます。

会 長 坂井委員，よろしいでしょうか。

坂井委員 はい。ありがとうございました。

会 長 ありがとうございました。
では、アンケートについてのご意見やご質問は他にございませんか。松本委員，
お願いします。

松本委員 仙台つるがや福祉会の松本でございます。
対象者を抽出する時に、例えば身体障害者手帳であれば色々な種別がありますし、
療育手帳であればAとかBという種類がありますが、それらを分けし抽出するの
でしょうか。それとも、分けせずに抽出するのでしょうか。

会 長 事務局，お願いします。

事務局
(高橋課長) 分けはしないことにしています。といいますのも、例えば身体障害者は細かく
しようと思うともっともっと細かくなっていくので、まずはこのような分類で進め
させていただきたいと思っています。

会 長 松本委員，お願いします。

松本委員 松本でございます。
取り越し苦労かもしれませんが、抽出が偏らないかなというふうに思いました。
アンケートの数字が出たときに、例えば知的でしたらAの人ばかりに偏りBの人の
状態があまり把握できないですとか、身体障害者でしたら一定の種別に偏ってしま
うとか、そのような偏りは今までのアンケート調査の結果からはあまりなかったと
考えてよろしいでしょうか。

会 長 事務局，お願いします。

事務局
(高橋課長) あくまでも無作為に抽出するということですので、極端な偏りはないのではない
かと考えています。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

- 会 長 松本委員，よろしいでしょうか。
他に，アンケートについて，ぜひこのことを言っておきたいということがあればどうぞ。では，桔梗委員，それから白江委員，お二方，お願いします。
- 桔 梗 委 員 桔梗です。
一般市民の方のアンケートの配布について，無作為での配布とのことですが，対象年齢はどのようにお考えでしょうか。
- 会 長 事務局，お願いします。
- 事 務 局 全て無作為に選ぶことしております。場合によっては子どもも入るかもしれません。
(高橋課長)
- 会 長 ということです。ありがとうございます。
白江委員，お願いします。
- 白 江 委 員 難病相談支援センターの白江です。
介護保険の利用状況について，そこまで今回踏み込まれていない理由について伺いたいです。私自身は非常に悩ましいなと思っているのですが，検討結果について教えてください。載せろという意味ではなくて，これは非常に悩ましいところなので，どのように考えられたのかなというのをちょっと教えていただければと思います。
- 会 長 事務局でどのようにして検討したかということですか。事務局，お願いします。
- 事 務 局 どのような介護保険サービスを利用しているかというところまでは考えておりませんでした。まずは障害のサービスの利用のことについてお尋ねすることとしています。
- 事 務 局 高齢者の部分については，今年度高齢者のほうの計画策定の関係で，別途保険高齢部でアンケートをとっています。また，今高橋課長から説明がありましたが，そもそも今回身体障害者を 65 歳以上と以下とで区分けしたという部分がありまして，前回，前々回だったかと思いますが，単純に無作為抽出するとどうしてもご高齢の方のご意見が多くなってきまして，私どもとしては障害者保健福祉計画，障害福祉計画の策定ですので，高齢者保健福祉計画をつくるためのアンケートではないということで，介護保険の部分についてはあまり細かいことは我々の部署としては聞かなくてもいいだろうという判断をさせていただきました。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

会 長 白江委員，よろしいですか。ありがとうございました。

では，アンケート調査についてはよろしいですか。ヒアリングについての内容を検討してから，必要なときは議題を戻すこともあることを前提に，進めさせていただきたいと思います。

(1) 平成 28 年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査 ②ヒアリング調査について

会 長 ②ヒアリング調査について，事務局より説明願います。

事 務 局 それでは，資料 6 をご覧いただきたいと思います。

(高橋課長)

調査の目的については，アンケート調査と同様です。なお，現行の計画のモニタリングを兼ねるようなものとして実施をしたいと考えています。

調査方法ですが，団体などを対象に委員 2 名，調査対象者が 2 名から 4 名，障害企画課または障害者支援課の職員が 2 名程度を 1 つの単位として，1 時間半から 2 時間程度のヒアリングを実施したいと考えています。

期間は，今年 12 月から来年の 1 月にかけて予定をしています。

場所については，市役所で場所を準備しようと考えていますが，一部お話を伺いする団体のご都合に合わせて，訪問によるヒアリングも行いたいと考えています。

対象者については，平成 18 年度と 22 年度に調査を実施したときの対象団体については参考資料 5 にまとめていますが，各種団体や協議会の委員の皆様にはこのような団体がいいのではとご推薦いただき，会長，副会長とご相談をして選定したいと考えています。

この資料の裏面をご覧いただきたいと思いますが，推薦を依頼しようと考えている主な団体は表のとおりです。

それから，聞き取り内容については，7 の表にあります通り 6 つの分野についてお尋ねしたいと考えています。

なお，ヒアリングを実施するに当たっては，委員の皆様の日程調整をさせていただくこととなりますので，お忙しいところ大変恐縮ですが，ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

それから，前回の協議会，そしてファックスでいただいたご意見，ご質問への対応については，参考資料 1 にまとめておりますので，ご覧いただければと思います。説明については以上でございます。

会 長 ありがとうございました。

ただいまヒアリング調査または前回のご意見について事務局から説明がありました。ヒアリング調査については，経験したことがある方もいらっしゃるかもしれませんが，新たに委員になられて今回初めての方もいらっしゃると思いますので，確認も含めて，ご意見，ご質問を承りたいと思います。いかがでしょうか。はい，諸橋委員，お願いします。

諸 橋 委 員

やまとみらい福祉会の諸橋です。

ヒアリング調査に対する意見ということで、私も何点か書かせてもらったのですが、ぜひお願いしたいのは、平成 22 年度の調査以降にあった法律の改正など色々な動きをヒアリングに反映して欲しいと思います。難病の方の支援や、発達障害者支援法に関わること、アンケートにも出ていますが生活困窮者支援法について、触法の障害者支援の問題について、あるいは障害者として認められていないが障害のある方を支援している団体などについて、どのようなニーズがあり、どのような動きがあるのかを、ぜひ今後の施策に反映する上でも聴き取りをしっかりとって欲しいなと思います。

会 長

ありがとうございました。

ほかの委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。ヒアリングまたはアンケート調査に関するご意見等というところでも、事務局からも対応について示されていますが、それらも含めていかがでしょうか。はい、中村委員。

中 村 委 員

先ほど介護保険サービスとの兼ね合いというのが出ましたが、新聞で読みますと、今後、障害者施設が高齢者へのサービスの受け皿になり得るといった内容の法律改正があるようです。現在でも 65 歳以上になった後も介護保険を使わず障害関係の通所施設を利用する方はたくさんいると思います。この辺りの実態やニーズを知りたいと思うのですが、アンケートにそのような項目を作ったほうがいいのかと思います。

会 長

事務局、いかがでしょうか。

事 務 局
(小野課長)

平成 30 年の法改正後も、介護保険を優先するという事は変わりません。ただ、障害福祉サービスの場合は年齢制限がないので、障害独自のサービスというのは 65 歳を超えてもそのまま使えるような状況です。今回の法改正は、障害福祉サービス事業者が介護保険サービスの事業者の指定を取りやすくすることで、どちらも使えるようにするという趣旨なので、今現在 65 歳を超えて利用しているサービスは重複していない部分の障害独自のサービスで、例えば就労の継続であったり、移行支援であったり、そのようなサービスはそのまま使える状態です。一方、居宅介護のような場合については基本的には介護保険を優先していただいて、そこで時間数が足りない場合については更に障害福祉サービスで上乗せして給付を受けるということは今後も変わりません。そのため、介護保険優先というのは平成 30 年の法改正後も変わりません。ただ、実態として高齢の障害のある方が多いので、その方々が高齢のサービスも使いやすいようにするためには、障害の指定を受けているけれども介護の指定を受けていない事業所について少しハードルを下げましょう、指定を取りやすくしましょうという趣旨です。

会 長 中村委員，よろしいでしょうか。

中 村 委 員 そうすると，相談の段階などで，利用者には選択肢があるといった情報提供が
されるということですね。

事 務 局 そうです。65 歳になったので障害のサービスではなく，例えば介護のデイサービ
(小野課長) スに行ってくださいとなった時，やはりずっと使い慣れているサービスを利用した
いので，なかなか介護のサービスを受けることにはならない場合があると思います。
この時，障害の事業所が介護の事業所の指定も取ると，これまで一緒にサービス
を受けてきた方と同様のサービスが受けられる可能性が高くなります。しかし，これ
までは障害のサービス事業所が介護の事業所の指定を受けるにはハードルが高く，
そのハードルを下げることについて，具体的にどうするかはまだ国から示されてい
ないところです。

中 村 委 員 今現在は，高齢の方で介護保険サービスに移行している人は少ないのでしょうか。

事 務 局 今ご質問にあった完全に介護保険制度のほうに移行した方というのは，27 年度の
(小野課長) 人数で言えば 17 人です。これが多いか少ないかというのはそれぞれの判断がある
かと思いますが，総数から見ると少ないのではないかと思います。

会 長 関連する意見ということで，諸橋委員から。

諸 橋 委 員 やまとみらい福祉会の諸橋です。

私もこのヒアリング調査に対するご意見ということで高齢の方について確認で
す。私の特養にも統合失調症の方や高次脳の方，高齢の方がいらっしゃるのですが，
それが基準で入所しているわけではなく，大抵福祉サービスを受けていて，高齢で
介護が必要になった方は精神科に行くケースがすごく多いのではないかと思います。
問題は，障害福祉サービスの事業所が高齢の方を支援するスキルがないとい
うことと，今どのようなサービスがあり得るのが実際は手探り状態なので，これ
からはチャレンジすべき一つの領域なのかと思います。

また，私は老人福祉施設協議会で，障害福祉サービスについてそれぞれの事業所
がどのように関わっているかについて聞いたらいいのではという提案をさせていた
だきました。この点については，高齢者の団体に，障害福祉サービスを提供しない
場合にどのような形で障害のある方を受け入れているかを確認し，連携をしっかり
取っていかなければ，課題の把握やいい考えがなかなか出てこないのかなという
ように思っています。

特定の限られた団体になるかとは思いますが，そのようなヒアリングをしてもい

いのではないかと思います。

会 長 ありがとうございます。
そのほか、いかがでしょうか、皆さん。はい、市川委員、お願いします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。
ヒアリング調査は私も体験させていただいたので、自分自身も勉強になりましたし、多様な意見を聞くことができ、このような会議の参考にもなったと思います。一方、ヒアリング等を実施した際に色々な要望を出される方もいます。このヒアリングは要望を聞く会ではないのですよと説明はするのですが、それでもやはり何かお願いしたいことを言われる方がいて、その対応が委員としては非常に困るという面もありました。ただ、聞いてしまった以上、何かそれを政策や予算に反映できないものだろうかと思った時に、ヒアリング調査を実施した後で例えばこういった意見や要望がありました。これはこう対応しますとか、これはすぐにはできませんがこういった方向でやっていきますとか、何か我々の協議会の中でもそれをフォローするような話し合いがあって、すぐではなくとも政策や予算に反映されていくというその結果を何らかの形で示せれば、言いつ放しや聞き放しでなく、ヒアリングが活用されたことにつながるのではないのでしょうか。そのような方向を今後考えていかなければならないのではないかと思います。お願いというか、希望です。

会 長 市川委員からのご提案でした。国の事業に関する要望であればなかなか難しいけれども、色々な要望がありますよね。事務局、いかがでしょうか。

事務局 (高橋課長) 調査で伺った内容を結果としてまとめることはできるのかなと思います。今後その計画のあり方について、この協議会の中でも色々ご議論になると思いますので、その中でどう生かしていくかという議論をしていただければと思います。個別の要望について、どうするかここで議論するのではないのではないかと思います。あくまでもいただいたご意見の一つということで、きちんとまとめていくことは必要ではないのでしょうか。

会 長 市川委員、いかがでしょうか。個別の要望といっても一般化できるような内容ということもあるかもしれない、そのときの判断にもよるのでしょうか。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。
まとめることは確かに事務局としては大切なことなのですが、まとめた結果をさらにどう生かすかについて何かできないか、皆さんで議論できれば大変よいのではないかと、前に進んでいけるのではないかと思います。よろしくお願いします。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

会 長 ただいまの市川委員のご意見に対してでしょうか。それに関連して。では、黒瀧委員，お願いします。

黒瀧委員 みどり会の黒滝と申します。

参考資料 1 の最後，「その他施策全般に対する意見等」に，私の意見を記載いただきありがとうございます。議事に関係ないと思い，今まで意見を出すことがなかなかできなかったのですが，みどり会に限らず色々な家族会に行った際に皆さんからいただく意見で一番多いものを書かせていただいたのですが，これらは非常に深刻な問題です。暴力を振るわれたりした時に行き場がなく，家族の方々が本当にやせ細って，お母様方が大変な思いをしているという状況をずっと見てきました。このようなことも，何らかの形で考慮していただけたらと思います。よろしく申し上げます。

事 務 局 支援課の小野です。

(小野課長)

参考資料 1 の中であつた内容，主に精神障害のある方の家族の方が抱える問題の幾つか主なものということで挙がっていると思うのですが，今回仙台市の精神保健福祉審議会にて，本人とその家族支援をテーマとして検討を始めています。昨日は第 1 回目ということで，今おっしゃられているここにあるような内容も含めまして家族支援としてどういったものが必要なのか，有効なのか，どうすればいいのかについて検討の俎上に載せておりますので，そちらで検討させていただきたいと思っております。

会 長 よろしいでしょうか。そのほか，いかがでしょうか。桔梗委員，お願いします。

桔 梗 委 員 桔梗です。

参考資料 1 の 4 ページ一番上での私の意見を踏まえ，今回参考資料 5 の作成をいただきありがとうございました。今回こちらの資料に平成 18 年度と平成 22 年度のヒアリング調査対象一覧が載っているのですが，平成 24 年度はヒアリング調査をしていなかったでしょうか。

事 務 局 今日参考でお渡ししているのは，あくまでも基礎調査のときに実施をしたヒアリングの団体です。

(高橋課長)

今桔梗さんからお話がありましたのは，計画のヒアリングであるとか，場合によっては差別の条例を検討する場合のヒアリングとか，そういったものも含めてのお話なのかなと思います。

桔 梗 委 員

参考資料 5 の 3 ページ下方の※印のところで，「地域の商店街小売店事業者，学生等への聞き取りも予定していたが，東日本大震災の影響により中止。」とあります。たしか私もこれを提案し，取り組むところで震災になり，中止になった経緯があつ

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

たかと思います。それで、平成 24 年度のヒアリング調査では実施したと思っていたのですが、そこが載っていないので質問したところでした。私の記憶では、資料 6 に今回紹介されているような推薦依頼団体のほかに、障害者の方たちの生活に関わる民間のサービスなどに対してもヒアリングがあったと思います。

事務局
(高橋課長) 今いただいているようなご意見も参考にして、幅広くヒアリングする団体について検討をさせていただきたいと思います。今日はたまたま平成 18 年度と平成 22 年度においてこのようなところに伺いましたよということでお示しをしております。そのほか計画のモニタリング調査や、差別解消の条例を検討するときにお話をお伺いした方々など、色々な方々とヒアリングさせていただいているので、今回挙がっていないようなものも過去の分野を見て決めたいというふうに思います。

会長 ありがとうございます。モニタリングの際に対象だったところも含め、幅広く考えていくということですね。

ヒアリングの団体はもっと広がることがあり、委員や関係団体からの推薦もあるかもしれませんよね。そのほか、いかがでしょうか。

はい、坂井委員、お願いします。

坂井委員 エイジェックフレンドリー仙台の坂井です。

資料 6 の裏側の聴き取り内容ですが、項目の中に分野とありまして、「住まいと暮らし」という分野で、最後に東日本大震災についての質問が載っています。5 年経過して、この問題について聞き取るのはもちろんいいのですが、例えば現状や影響がどのように出ているのかを聞ければと思います。現状でも引き続き当時の状況から変わらず何か影響が出ているものがあるのか、そのような内容を、現在把握すべきではないのかなと思いました。以上です。

会長 ありがとうございます。発災時だけではなく現状もとても大事じゃないかということですね。ご意見、全くそのとおりだと思います。

そのほか、いかがでしょうか。はい、目黒委員、お願いします。

目黒委員 前回アンケートを書かせていただいたときに、アンケートが二重に送付されたことがありました。どのアンケートをとって書いたらいいかわからなくなったので、今回はそのように二重に送付されることはないのか、それとも団体にまとめて配布を頼まれるのか、その点についてはいかがでしょうか。

会長 目黒委員のご心配に関しまして、事務局、お願いします。

事務局 どのようにお配りしたらいいのかをご相談させていただければと思います。機械

(高橋課長) 的に送ると二重に配布されてしまうので、どの質問票がいいのかというところも含めてご相談させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会 長 アンケート調査票の配布について、手帳などでランダムに選ばれる対象の方々とは違って、家族会などの団体を経由して配布をお願いする際の工夫は、関係する方々と具体的に検討するということですか。ありがとうございます。

もう少しだけ時間がありますので、鈴木委員、中嶋委員、岩館委員、何かありませんでしょうか。では、岩館委員から。

岩 館 委 員 国見台病院の岩館です。

諸橋さんから触法患者の調査もしたらどうかという話が出ていたのですが、個人情報があるので、おそらくその方には直接聞けないだろうなと思います。聴き取りを行うとすると、社会復帰調整官になると思いますが、今彼らにお話を聞くと、指定通院医療機関がなくて困っているというような話が出るかなと思います。変な話ですけども、医療観察法ができたおかげで、逆に手厚いサービスがされています。強制的にサービスを提供しており、かなりのお金をかけています。そのお金を別に振り分けることができればもっといいサービスができるのではと個人的には思っているのですが、難しいかなと思います。

それから、先ほどから介護保険や 65 歳という問題が取り上げられていますが、やはりこれからは避けて通れない問題です。現場にいても、精神障害者だった方が認知症の症状が出てくるという状況に、我々も困っています。先ほど 65 歳から介護保険は別の部署が担当しているという行政の縦割りの問題が言われていますが、この先を考えるとその境界は取り払うことも意識しながら考えていかなければならない事態になるのではないかなと思います。国は色々な意味で合理化を進めようとすると思います。それぞれの団体に今まで以上の負担を強いてくるということがあり得ると思うので、そこは意識しているべきではないかなと思っています。以上です。

会 長 ありがとうございます。

では、鈴木委員、中嶋委員、それから大坂副会長というふうにまいりたいと思います。お願いします。

鈴 木 委 員 社会福祉協議会の鈴木でございます。

私も平成 18 年度と平成 22 年度の間計画のモニタリングという形でヒアリングをさせていただき、様々なご意見をお聞きすることができて、本当に勉強になったなと思っています。この資料は恐らく計画策定に向けての調査の一環としてのヒアリングということでまとめたと思います。私どものほうでも地域団体としてヒアリングにご協力いただける方を推薦して欲しいと書かれていますので、考えていき

いと思います。

岩館先生からもお話がありましたが、介護保険との関係については、切り替える際の利用者負担の問題が恐らく未だにあるのだらうと思います。そこをどのように整理していくのかという視点がないと、なかなかスムーズに移行できないのだらうなと思ってまして、制度の枠組をどのように整備していくか課題としては大きいのではと思っておりました。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。
続きまして、中嶋委員、お願いします。

中嶋委員 仙台市障害者スポーツ協会の中嶋です。
少し話題が逸れますが、「ココロン・カフェ」のご案内に東京パラリンピックを盛り上げようというテーマで、3回目、4回目と同じテーマで開催されるわけなのですが、仙台にいる私たちがどのように盛り上げていくか具体的に考える中で、やはり今議論されている障害を理由とする差別をなくするために色々な取り組みをしていくことが重要だと思いました。そこで、このアンケート調査などに私もこれから意見を述べさせていただければと思っておりました。

それから、少し話が戻りますけれども、資料1の「情報提供・意思表示」という中に、市管理施設のホームページに障害者手帳の減免についての記載がなかったというのがありました。つい最近仙台市のホームページもリニューアルされていらっしゃるんですよね。このような点は解消されているのでしょうか。

会 長 中嶋委員からはご質問でした。大坂副会長からもお話をいただいて、事務局より、ただいまの中嶋委員の質問にも答えていただきます。

副 会 長 私は、今回の調査で一番重要なのは回収率だと思っております。1人でも多くの人の声を施策に結びつけるためには回収率が一番重要で、色々な団体の関係者の方々は、様々なネットワークをお持ちのはずですから、私も含めて、会長の阿部先生も含めて、1%でも回収率を上げていければと思います。それから配布先の工夫についても、ぜひ事務局の方も回収率を上げるためにお考えいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

会 長 ありがとうございます。
ただいま4人の方からご意見や質問がありましたが、事務局からコメントをお願いします。

事 務 局 ありがとうございます。

(高橋課長) まず、施設を利用する際の障害者手帳による減免についてですが、これも縦割りなのではないかというお話もありますけれども、各施設の担当でその施設の内容についてお知らせするホームページを作っています。中には手帳を提示すると例えば入館料が減免されるなどの施設があるのですが、施設によってはそこまで詳細に書いていない場合があります。ホームページをととてもよく見てくださる方がいらっしやって、ここが抜けているよなどと教えてくださいますので、その都度施設にこのような記載を加えてくださいとお願いをしているところでございます。私どもとしても、施設全体への周知ということもあるのですが、足りない部分についてはそのように見つけてくださる方のお力を借りて、随時修正をしているところでございます。

それから、今様々ご意見をいただきましたが、今後調査に留まらず、計画を検討していく上で非常に大切な視点を頂戴したというふうを考えております。今日いただいたご意見をもとに、今後よりよい計画をつくっていくためのものとして生かしていきたいなと思いました。今後とも委員の皆様には、回収率を上げるためのご協力もぜひお願いしたいところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長 ありがとうございます。

(6) その他

会 長 続きまして、6のその他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。はい、白江委員、中村委員の順番で。

白江委員 その他ではなくてヒアリングの件で1点お願いです。本当はアンケートに関して何か速報値でもあると、ヒアリングに参加する際に参考になっていいのですが、時間的に無理だと思ひます。ヒアリングに行く場合、前回のデータですとか何か参考になるようなデータを添えていただけると非常に質問もしやすいなと思ひたところ です。

会 長 とても大事なご発言だと思ひます。
中村委員、お願ひします。

中村委員 家族というのは一括りにされてしまっていて、障害者の家族という形での質問項目しかないと思ひますが、一般市民の質問項目が障害者の家族にも当てはまったりする場合がありますよね。つまり、障害のある家族に対する、その家族ではなく1人の個人としての視点でのアンケートが入っていないかなと思ひます。どこにどう入れたらいいかちょっと分からないのですが、何かそういう項目を入れていただけるといいかなと思ひたのですが、どうでしょうか。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

事務局
(高橋課長) 中村委員がおっしゃっているようなことも含めてお伺いできればいいのかもしれないのですが、質問数にはやはり一定の限りがあります。実際この調査で対象にしているのは介護をしていたり、障害のあるお子さんとともに暮らしているようなご家族ということで考えておりますので、実際直面しているご苦労や課題を聞くということを大事に、それを第一にして質問を考えているところでございます。今回の調査に入れるのは難しいのかなとは思いますが、家族の問題を考えるとときにそのような視点も必要だなと思いました。どうもありがとうございました。

会長 よろしいですか。ありがとうございました。
そのほか。はい、目黒委員、お願いします。

目黒委員 目黒です。
市民向けのアンケート調査の項目についてですが、13 ページの問 32 で「社会福祉を実施する責任は行政にあるので、住民は特に協力することはない。」というのが 1 番に来ているのですが、否定から入らないで、協力していくべきであるというのを上に持ってきてもらいたいと思います。

会長 大事なことですね。これまで実施された 2 回の調査ではそのような並びになっていて、この選択肢を選んだ人はわずかではありますが、今のご指摘は大事だと思います。ありがとうございます。

目黒委員 それから、12 ページの問 29 で、「地震などの災害時の連絡や支援」という項目をもっと上に上げてもらいたいと思います。これは大事なだと最初に丸を付けてもらいたいと思いますので。

会長 このことについても、これまでも過去 2 回の調査と同じ形ですので、比較しようという意図もおそらくあるのではないのでしょうか。
その他には皆さんから何かございますか。よろしいでしょうか。
では、私の役割は終わらせていただいて、事務局、お願いします。

(7) 閉 会

事務局 阿部会長、進行ありがとうございました。
(小幡係長) それでは、最後に事務的なご連絡を申し上げます。
本日の議事に関しまして、色々ご意見いただきましたが、追加のご意見等ございましたら、本日お配りしております質問票に記入していただき、10 月 26 日水曜日までにファックスやメールなどで事務局宛てご送付いただきますようお願いいたします。
また、本日の議事録につきましては、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）

送りいたします。これに加除修正をいただき、ご返送いただければと考えております。これに基づきまして、事務局が修正作業を行いまして、議事録として決定させていただきます。

それでは、以上をもちまして平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、長時間にわたってのご審議、本当にありがとうございました。

署名人

目黒久美子

